

第 2 7 1 回

香川県内水面漁場管理委員会議事録

令和 5 年 1 1 月 6 日

第271回 香川県内水面漁場管理委員会議事録

1. 開催年月日 令和5年11月6日
14時00分～15時20分
2. 開催場所 高松市番町四丁目1番10号
香川県庁12階第1・2会議室

3. 出席した委員

会長	一見和彦
委員	仲野和夫
〃	岡田幸憲
〃	竹内英樹
〃	宮本礼子
〃	鈴木登美雄
〃	長田美絵
〃	青木定信

4. 関係列席者

水産課・事務局

課長	柏山浩史
事務局長兼漁業調整室長	植田豊
室長補佐兼事務局次長	三木勝洋
室長補佐兼事務局次長	大山憲一
副主幹	赤井紀子
副主幹	石田鉄兵
主任	湯谷篤
主任技師	秦正樹

5. 議事事項とその結果

第1号議案

「うなぎ稚魚漁業許可の公示について（諮問）」

原案どおり承認された。

第2号議案

「内水面漁場計画の作成について（諮問）」

原案どおり承認された。

第3号議案 「令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第4号議案 「令和6年度中央省庁提案項目素案の検討及びアンケート調査について（協議）」

事務局から説明した。委員から原案に対し、修正等の意見はなかった。

第5号議案 「漁業権の免許申請に係る審査基準について（報告）」

事務局から説明した。

6. 議事のあらまし

一見会長が議長席に着き、挨拶後、議事録署名委員に宮本委員と青木委員を指名して議事に入る。

〔一見会長〕

今回は、第5号議案まであり、議案が多いですが、関連する議題を順番に議論したいと思います。まずは、第3号議案「令和6年うなぎ稚魚漁業許可の取扱方針について（協議）」事務局から説明をお願いします。

〔石田副主幹〕

（資料3に基づき、説明。）

〔一見会長〕

それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ありますか。

〔長田委員〕

P52に許可の条件が1から11までありますが、これに該当しない場合も柔軟に読めるような条文がなくても問題ないのでしょうか。限定を列挙するだけでなく、「その他」を用意しておくなど、柔軟な条文があった方がトラブルはないのではないですか。

〔石田副主幹〕

現時点の案では、その他の条文は用意してございません。

〔柏山課長〕

許可の条件については、これに違反すれば罰則となるのでできるだけ限定的に規程することが、水産庁の方針となっています。現状の条件の内容もやや漠然としていますが、今後、問題があれば委員会で議論させていただきたいと思います。ご意見を参考にさせていただきます。

〔一見会長〕

承知しました。ほか、委員の皆様からご意見ありますか。

（委員から意見なし。）

それでは、続いて第1号議案「うなぎ稚魚漁業許可の公示について（諮問）」について、事務局から説明願います。

〔秦主任技師〕

（資料1に基づき、説明。）

〔一見会長〕

事務局から知事からの諮問2件について説明がありました。それでは、委員の皆様から、ご意見、ご質問等ありますか。

〔鈴木委員〕

これまで、特別採捕許可であったものが知事許可になるということですが、公示内容にある漁業を営む者の資格について、「特別採捕許可を受けたもの」ではなく、「知事許可を受けた者」としないのですか。

〔秦主任技師〕

今回の改正により、これまでの特別採捕許可から知事許可になることから今回は、漁業を営む者の資格としては、「特別採捕許可を受けた者」となります。来年度以降、うなぎ稚魚漁業許可の公示の際には、漁業を営む者の資格については、「知事許可を受けた者」とする予定です。その際は、取扱い方針も変わるので委員会にて改めて説明させていただきます。

〔鈴木委員〕

それは分かりますが、制度については、変わったあとで許可されるものだから、現段階から「知事許可を受けた者」とするのは難しいのでしょうか。

〔石田副主幹〕

漁業を営む者の資格については、制限措置として許可をする前に公示するものであり、その時点では「知事許可を許可している者」はいないので、「特別採捕許可を受けていた者」となります。取扱い方針について、令和7年度以降、漁業営む資格について「知事許可を受けていた者」と変更するので、今回は、令和6年度の取扱い方針に「特別採捕許可を受けていた者」と記載しているところで

す。

〔鈴木委員〕

分かりました。

〔一見会長〕

鈴木委員から、うなぎ稚魚漁業を営む者の資格について、1月1日時点では知事許可になっているのだから、「知事許可を受けた者」でもいいのではないかと

いった意見でした。ほか、委員の皆様からご意見ありますか。

(委員から意見なし。)

それでは、本諮問議案について、承認するということでよろしいでしょうか。

(委員から異論なし。)

それでは、続いて第2号議案「内水面漁場計画の策定について（諮問）」について、事務局から説明願います。

〔石田副主幹〕

(資料1に基づき、説明。)

〔一見会長〕

事務局から説明がありました。漁場計画案について、1名の方から意見があったということですが、この回答で納得いただけたのでしょうか。

〔石田副主幹〕

回答の後、特段問合せ等はありません。

〔一見会長〕

承知しました。漁場計画案については、意見はあったとのことですが、特段それを受けて変更はない、とのこと。それでは、他に何かご意見ありますでしょうか。なお、漁場計画については、次回、公聴会を開催した後、本委員会にて答申について審議する予定となっております。

(委員から意見等なし。)

それでは、続いて第5号議案「漁業権の免許申請に係る審査基準について（報告）」について、事務局から説明願います。

〔石田副主幹〕

(資料5に基づき、説明。)

〔一見会長〕

優先順位について、漁業法第72条は、言わばマイナス的なもので点数も明確に定められていて分かりやすいのですが、第73条のほうは、そうではないですが、これで差がつくのでしょうか。

〔石田副主幹〕

香川県の場合は、漁業権の設定要望の時点で関係者からの同意を得る場合もあり、一つの漁業権に対し、複数の申請が提出されることはまずないと考えています。もし、複数あった場合も、おそらく差はつくのではないかと考えています。というのも、今まで漁業を営んできた方は地域の同意を得られやすいと思いますが、

新たな者の場合、その事業計画が正しいかといった懸念があることや地域の同意が得られるかといった点で、差がついてくるのではないかと考えるからです。

〔一見会長〕

分かりました。そのほか、委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

(委員から意見なし)

それでは続いて第4号議案の「令和6年度中央省庁提案項目素案の検討及びアンケート調査について(協議)」について、事務局から説明願います。

〔湯谷主任〕

(資料4に基づき説明。)

〔一見会長〕

国への提案内容がいくつかありますが、特に本県と関連が深いカワウ対策やウナギ資源に関するものについて、抜粋して説明いただきました。カワウについては、今年度が国の提示している被害を与えるカワウの数を半減させる目標の年度であることから、昨年度より踏み込んだ提案内容になっていました。また、ウナギについては、昨年度と同様ということで、これ以上書きようがないのかなと思います。ウナギ資源に関する研究はまだまだこれからということで、現状のウナギ事情を表していると思うところです。

カワウについて、今年度の状況はまだ把握できていないと思いますが、昨年度時点の状況はどうなのでしょう。

〔湯谷主任〕

被害を及ぼすカワウの数を半減させるという目標の進捗状況について、目標策定時点の全国で被害をもたらすカワウの数が約4万羽と推定されていたものが、平成29年度くらいまでは3万羽台に徐々に減っていったのですが、それ以降は逆に増えてしまっている状況です。直近のデータとして、令和3年度は約5万羽とかなり増えているとのこと。今後の対策の方向性については、現在国で議論が進められているということで、今年度中には何かしらの見解が示される予定となっています。

〔一見会長〕

分かりました。そのほか、委員の皆さまからも何かご意見等ありますか。

(委員から意見なし)

それではこれで、委員会を閉会いたします。

〔15時20分終了〕

上記は、第271回香川県内水面漁場管理委員会の議事の顛末に相違ありません。

議 長 一 見 和 彦

署名委員 宮 本 礼 子

署名委員 青 木 定 信